

平成 25 年 7 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0628 第 1 号」により下記の検査項目に検査実施料の追加内容が通知されましたのでご案内いたします。 敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

適用日：平成 25 年 7 月 1 日

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
リポ蛋白分画 (HPLC法)	130点	生化(Ⅰ) 144点	「D007」 血液化学検査 の「33」	リポ蛋白分画(HPLC法)は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)の所定点数に準じて算定する。
I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)	170点	生化(Ⅱ) 144点	「D008」 内分泌学的検査 の「18」	「18」の骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(IntactPINP)、区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)及びI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(IntactPINP)の所定点数に準じて算定する。
肺炎球菌莢膜抗原定性 (髄液)	210点	免疫 144点	「D012」 感染症免疫学的検査 の「27」	肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。
単純ヘルペスウイルス抗原 定性(性器)	210点	免疫 144点	「D012」 感染症免疫学的検査 の「27」	単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数に準じて算定する。

■検査方法が追加された検査項目

適用日：平成 25 年 7 月 1 日

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
抗デスマグレイン1抗体 [CLEIA法]	300点	免疫 144点	「D014」 自己抗体検査 の「21」	「21」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、(以下省略)
抗デスマグレイン3抗体 [CLEIA法]	270点	免疫 144点	「D014」 自己抗体検査 の「19」	「19」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、(以下省略)
抗BP180-NC16a抗体 [CLEIA法]	270点	免疫 144点	「D014」 自己抗体検査 の「19」	「19」の抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、(以下省略)